

仕様書

公益財団法人東京観光財団

第1 件名

令和元年度東京ブランドアイコンを活用したシティドレッシング企画運營業務等委託

第2 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）に決定した。

本委託業務は、都内におけるアイコンを活用した屋外広告等の集中掲出による都市装飾（以下、「シティドレッシング」という。）を通じて、国際的スポーツ大会の開催等を念頭に、訪都外国人旅行者等の期待感を高めるとともに、都民の訪都旅行者受入機運の醸成を図り、さらに民間での更なるアイコン活用を促進し、都民及び訪都外国人旅行者に対し東京ブランドイメージの更なる普及・浸透を図ることを目的とする。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第5 委託概要

- 1 シティドレッシング業務
- 2 プロモーション業務

第6 委託内容詳細

1 シティドレッシング業務

事業目的をふまえ、都内主要観光地等において、高い広告効果の見込まれる掲出先を複数選定し、アイコンを用いた統一的なデザインによる装飾等（特色ある掲出物や必要に応じてオブジェ等の制作、掲出場所の工夫等を含む）により、シティドレッシングを実施すること。なお、実施にあたっては、国際的スポーツ大会の開催等を念頭におき、訪都旅行者を歓迎する受入機運の醸成を図るとともに、都民及び海外からの訪都旅行者の関心を惹きつける、祝祭感あふれる装飾とすることとし、以下の業務を行うこと。

(1) 企画立案

具体的な訴求対象や媒体特性等を考慮のうえ、装飾全体にかかる企画方針（コンセプト・テーマ等）を示すこと。複数エリアで実施する場合、エリア特性等を考慮の上、実施エリアごとに異なる企画方針を設定することも可能とする。

（2）デザイン・制作等業務

ア 装飾媒体（掲出先）の確保

（ア）実施エリア

原則として、銀座、東京駅周辺（丸の内、日本橋）、表参道、渋谷、新宿のうち1エリア以上での実施とする。ただし、その他効果的な掲出先があれば上記以外の都内主要観光地等（都民や国内外からの訪都旅行者の往来する頻度の高いエリア）での実施も可能とする。

（イ）対象とする媒体等（掲出物）

実施エリア内のランドマークとなる商業施設内外や、主要幹線道路等に（隣接して）設置される屋外広告（OOH）、街路灯フラッグ、フェンスバナー、壁面バナー等（特色ある掲出物やオブジェ等の制作・設置を含む）、往来者の閲覧頻度の高い効果的な媒体を対象とし、同一エリア内で複数を組み合わせること。

提案にあたり、掲出媒体等の特性を考慮し、広告の訴求対象を明確にしたうえで、掲出場所、装飾対象物の概要、装飾期間、及び想定閲覧者数（リーチ数）等を提案媒体ごとに記載することとし、実施エリアごとの想定リーチ数の合計をあわせて記載のこと。

（ウ）実施期間

実施時期	令和元年12月から令和2年3月末までの期間内 (可能な限り、令和2年1月から3月までの実施が望ましい)
装飾継続期間	1週間から1か月程度（少なくとも1週間以上は継続掲出とすること）

※エリア内において複数媒体の装飾を行う場合、装飾対象物により装飾実施期間が異なることは差し支えない。

イ 掲出物のデザイン・制作等

（ア）装飾デザインイメージ等

以下を踏まえたデザイン案を作成し、財団の承認を得た上で、制作すること。

- ① アイコンのコンセプトを踏まえ、装飾の一部にアイコンを用いること。
- ② 都民や訪都外国人旅行者の嗜好や特性を踏まえ、その関心を惹きつけ、国際的スポーツ大会の開催を意識した祝祭感あふれるようなデザインとすること。
- ③ 掲出場所や前述の訴求対象層等をふまえ、必要に応じて日本語または英語表記（あるいは両言語併記）でのメッセージやキャッチフレーズ等のサブコピーを加えても差し支えない。

（イ）掲出先（媒体社等）等との調整等

広告デザイン確定後、デザイン入稿までに必要な対応（リサイズ等フォーマット変更、DTP修正等）とそれに係るすべての調整を行うこと。

(ウ) 校正業務

最低 2 回以上財団の校正を受けること。

ウ デザイン・制作等業務にかかる留意事項

- (ア) 指名通知後、別途指名通知対象事業者に送付する「広告ガイドライン」を参照のうえ提案制作のこと。なお同資料に記載の東京ブランドビジュアル画像及び、東京ブランドイメージ映像については、受託後財団よりデータを提供可能とする。
- (イ) 国際的スポーツ大会を直接想起させるような大会名称やロゴマーク等の使用は避けること。
- (ウ) デザイン提案にあたり、財団が提供する素材だけでなく、幅広いリソースを活用すること。
- (エ) 前項に関わらず、一部または全部の媒体について、財団から規定のデザインデータを提供する場合がある。財団より提供する画像・映像等の広告素材については、掲出媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の仕様調整を受託者が実施し、本受託経費内に含むこと。
- (オ) やむを得ず媒体の変更を行う場合は、財団の承認を受けると共に、代替の媒体を提案し、詳細を財団と協議すること。
- (カ) 掲出する媒体の決定後、速やかに入稿・掲出期間を含むスケジュールを提出すること。

(3) 掲出物（装飾アイテム含む）の設置・取付、管理・保管、撤去（処分）等

ア 設置・管理等体制確保

- (ア) 履行にあたり、業務全般の管理監督者を設置し、当該業務に関し十分な知識・経験を有する者をもって安全かつ適切に行うこと。
- (イ) 媒体社、設置場所関係者（所有者・管理者等）と綿密な調整を行い、トラブルなく実施すること。

イ 設置・管理等に関する留意事項

- (ア) 指定期間内に完了させるための方策につき十分検討し、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制についても検討し、作業開始前までに紙面にて管理体制図を提出すること。
- (イ) 設置・撤去の際は、通行者や車両等の安全を確保できる体制で実施し、設置場所関係者等より指示があればそれに従うこと。
- (ウ) 装飾物の管理について、契約期間中は定期的な点検を行い、破損・汚損・滅失を発見した場合は交換又は修復を行うこと。
- (エ) 交換又は修繕作業に伴い、装飾物を処分する際は関係法令に則り適切に廃棄し、処理状況を報告すること
- (オ) 台風や暴風雨等の悪天候により継続して設置・掲出が困難であると判断した場合は、財団と協議のうえ、設置場所管理者の指示に従い速やかに撤去等を行い、天候の回復を待って再度設置する等の対応を行うこと。

(4) 掲出後の報告及び効果測定

- ア 広告掲出開始後、掲出媒体及び広告掲出施設等において掲出確認を行い、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。
- イ 本事業の効果を把握するため、装飾実施にかかる広告効果を把握し、報告すること。報告にあたり、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ（各掲出広告の閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと）を提案し、財団と協議、確認のうえ、実施すること。

(5) 留意事項

- ア 本事業の実施については、関連する法令・条例等を遵守の上、設置場所所有者等の関係者や関係機関等と必要な調整を行うこと。また許諾、申請手続き等が必要な場合は、受託者の責任にて手続きを行うこと。
- イ 企画提案時から受託決定後の装飾実施に至るまで、常に掲出先ごと（装飾にかかる規定や制限等を含む）の最新状況を把握し、媒体側と円滑な調整が可能な体制を構築・維持すること。
- ウ 掲出先確保、デザイン調整等制作費、取付・撤去、保管（必要に応じて再設置等含む）の掲出にかかる作業及び経費はすべて本受託経費内に含むこと。

2 プロモーション業務

上記1で実施する「シティドレッシング」を、都民や東京滞在中（滞在予定）の海外からの訪都旅行者へ周知することを目的に、以下のとおり広報効果を高めるPR手法を企画し、財団の承認を得たうえで、適切な時期に実施すること。

(1) 企画運営について

メディアを活用したプロモーションや、PRイベントの実施等、上記対象者への訴求・広報効果を高める効果的な内容とすること。提案にあたり、手法ごとに、企画概要、実施期間、訴求対象及びリーチ数等を記載のこと。

(2) 運営全般について

以下の点に留意して実施すること。

- ア いずれの手法においても、東京ブランドやアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」の浸透を図り、SNS やオンラインを通じて拡散につながるよう意識したものとすること。
- イ 実施にあたり、全ての関係者と適宜・適切な連絡、調整を行うこと。
- ウ イベント等を実施する場合は、以下の点に留意のこと。
 - (ア) スペース借用等の手続き及び費用が必要となる場合は、その申請・支払手続き等を受託者にて責任をもって行い、所要経費は本受託経費内に含むこと。

(イ) 必要となる運営スタッフや備品等を受託者の責任において手配し、イベント期間中は常時適切に配置・管理すること。

(ウ) 必要に応じて、財団が手配するブランドPRに資するパンフレット類及びギブアウェイ等を配布すること。

(エ) 必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。

(3) その他

本プロモーション業務に要する経費は、提案金額全体の15%程度を上限目安とすること。

3 全体運営

(1) 実施体制

本委託業務における実施体制を明確化し（業務遂行に当たり協力先等がある場合はそれらも含む）、体制管理を徹底すること。加えて、常時速やかに連絡・調整が可能な担当者を配置し、本委託業務全体の統括を行うこと。

(2) 進捗状況の管理

本委託業務について円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から実績報告書提出までの業務スケジュールを財団に提出し承認を得ること。また、履行に当たっては財団に対し進捗状況を適宜報告し、その都度修正指示等に対応すること。

(3) クリエイティブディレクターとの連携

ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが広告、会場レイアウト、装飾デザイン、施工等全体に渡って監修・確認を行う。受託者は十分なスケジュールを確保したうえで、当該クリエイティブディレクターと調整・連携して業務を進めること。

(4) イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費はすべて受託者の負担とし、本受託経費内に含むこと。なお、財団で管理している写真素材(オフィシャルウェブサイトGO TOKYO <https://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照)については、自由に使用可能である。

(5) 実施コンセプト

本委託業務の企画運営においては、以下のサイトを参照しブランドコンセプト及びブランド関係規程等を十分に理解したうえで実施に当たること。

* 東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

* アイコンについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

* 東京ブランド公式サイト

<https://tokyotokyo.jp/>

(6) 装飾実施時の留意点

各装飾対象媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

(7) その他

東京都及び財団が令和元年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、必要に応じて綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

第7 提出物

業務終了後、以下について速やかに提出すること

1 実施報告書【出力したもの5部及び電子データ】

- (1) A4版縦、横書きカラーで作成すること。
- (2) 目次、体裁等は財団と協議のうえ決定する。
- (3) 記録写真・効果測定結果等を含む。
- (4) 電子データはCD-R又はDVD-Rに収め、提出すること。

2 制作物等のデザインデータ

本委託業務のために制作したデザインデータをpdfデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）の状態にCD-R又はDVD-Rに収め、提出すること。

第8 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては本委託業務完了後に一括で行う。

第9 作成物・成果物に関する権利の帰属

- 1 本委託業務においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て財団に帰属する。
- 3 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本著作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、財団は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 5 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本委託業務の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

第 11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すると。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 13 その他

- 1 本仕様書にない内容については、両者協議のうえ、決定する。
- 2 その他やむを得ない事情により仕様内容に変更が必要となる場合は、両者協議のうえ、変更する。
- 3 本委託業務の委託者は財団であるが、イベント実施等を行う場合のイベントスペース管理運営等に係る一切の責任は受託者にあるものとする。
- 4 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- 5 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上